

松原市病児保育事業 対象外の概要

対象者	ご自身が対象かそうでないかは松原市役所への問い合わせをお願いします ●堺市／松原市／藤井寺市／羽曳野市 に住民票がある ●認可／無認可にかかわらず保育施設に通所している
対象年齢	上記の条件を満たしている生後6か月～就学前までのお子さま
実際の利用 までにすること	<ol style="list-style-type: none"> ① たけのこ病児保育室の事前登録の予約をとる (web) ② 予約した日時に当病児保育室まで来室する ③ 事前登録面談をする
お預かり できない病気	麻疹・結核・流行性角結膜炎・疥癬など (その他の病気でもお子さまの病状によってお断りする場合があります)
開室時間	午前8時30分から午後6時
休室日	日曜日・祝日・クリニックの休診日
各必要書類と 発行方法	<p>●たけのこ病児保育意見書 当院のみで発行・使用できるオリジナルの意見書 当院HPからダウンロードするか、当院に置いてあるものに 医師が記入(当院のみ) 保険診察代 + 文書料500円</p> <p>●たけのこ投薬依頼書 当院のみで発行・使用できるオリジナルの投薬依頼書 当院HPからダウンロードするか、当院に置いてあるものに 投薬が必要な場合にのみ医師の指示のもと保護者が記入</p> <p>●病状連絡票 webで保護者が記入</p> <p>●当日承諾書 利用のたびに朝、たけのこ病児保育室でお渡しします。</p>
利用料金	すべての方 4,000円 兄弟で同日ご利用の場合 2人目から 2,000円 ☆たけのこオリジナル意見書受理のための診察に 保険診療最大500円 + 文書料500円が別にかかります
支払い方法	利用料金・診察にかかる料金と有料おむつ使用代金 → 当院で使用できるお支払い方法